第六項の規定は同号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、同条第七項の規定は同号イ(4)に規定する特殊関係株主等である連結法人に係る他の外国関係法人で政令で定めるものについて、同条第八項の規定は同号イ(4)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、同条第九項の規定は同号イ(5)に規定する政令で定める要件に該当する外国関係法人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「同条第一項第一号ロ」とあるのは「法第六十八条の九十三の二第二項第三号イ(3)」と、同条第六項中「外国子会社（同号イ(3)に規定する外国子会社」とあるのは「外国子法人（法第六十八条の九十三の二第二項第三号イ(3)に規定する外国子法人」と、同項各号中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、同条第七項中「当該」とあるのは「法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、「他の外国関係会社（管理支配会社（同号イ(4)」とあるのは「他の外国関係法人（同項に規定する外国関係法人をいい、管理支配法人（同条第二項第三号イ(4)」と、「管理支配会社を」とあるのは「管理支配法人を」と、「部分対象外国関係会社（同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社」とあるのは「部分対象外国関係法人（同条第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人」と、同条第八項中「特定子会社（同号イ(4)」とあるのは「特定子法人（法第六十八条の九十三の二第二項第三号イ(4)」と、「特定子会社を」とあるのは「特定子法人を」と、同項第一号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号ロ中「第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人に係る他の外国関係会社」とあるのは「第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人に係る他の外国関係法人（同項に規定する外国関係法人をいう。次項第三号イ(1)(ii)において同じ。）」と、同項第六号イ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、「第六十八条の九十第二項第二号ハ(1)」とあるのは「第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ(1)」と、同項第七号中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第九項第一号及び第二号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号イ(1)中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号イ(1)(ii)中「管理支配会社等（法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社」とあるのは「管理支配法人等（法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人」と、「他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社」とあるのは「他の外国関係法人のうち部分対象外国関係法人」と、「当該他の外国関係会社」とあるのは「当該他の外国関係法人」と、同号イ(2)中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロからホまでの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、同号ト(1)から(3)まで及び同号チ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と読み替えるものとする。

第三十九条の百二十の四第一項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第二項中「第二十四項」を「第二十五項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第八項第二号ロ中「前条第三項第一号」を「前条第九項第一号」に改め、同条第二十四項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に、「第三十九条の二十の四第二十四項」を「第三十九条の二十の四第二十五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第三十九条の百十七の二第二十八項」を「第三十九条の百十七の二第二十九項」に、「第六十八条の九十三の二第六項第十一号ル」を「第六十八条の九十三の二第六項第十一号ヲ」に、「第三十九条の百十七の二第二十九項」を「第三十九条の百十七の二第三十一項」に、「同号ル」を「同号ヲ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第三十九条の百十七の二第二十七項」を「第三十九条の百十七の二第二十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第三十九条の百十七の二第二十二項及び第二十三項」を「第三十九条の百十七の二第二十四項及び第二十五項」に、「第十五項」を「第十六項」に、「同条第十九項又は第二十一項」を「同条第二十一項又は第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第三十九条の百十七の二第二十一項」を「第三十九条の百十七の二第二十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十八項」を「第十九項」に、「第三十九条の百十七の二第十九項」を「第三十九条の百十七の二第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第三十九条の百十七の二第二十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第三十九条の百十七の二第十七項の規定は部分対象外国関係法人に係る法第六十八条の九十三の二第六項第七号の二イに規定する政令で定める金額について、第三十九条の百十七の二第十八項の規定は部分対象外国関係法人に係る同号ロに規定する政令で定める金額について、それぞれ準用する。

第三十九条の百二十の七第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十四項とし、同条第十項第一号中「第十三項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三十九条の百十八第十七項」を「第三十九条の百十八第二十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三十九条の百十八第十六項」を「第三十九条の百十八第二十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第八項」を「第十一項」に、「第三十九条の百十八第十五項」を「第三十九条の百十八第十九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第六項」に、「第三十九条の百十八第六項各号」を「第三十九条の百十八第八項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第三十九条の百十八第五項から第十三項まで」を「第三十九条の百十八第七項から第十五項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第三十九条の百十八第十六項の規定は法第六十八条の九十三の三第二項に規定する政令で定めるときについて、第三十九条の百十八第十七項の規定は法第六十八条の九十三の三第二項に規定する政令で定める金額について、それぞれ準用する。

第三十九条の百二十の七第三項中「第八項及び第九項」を「第十一項及び第十二項」に、「第三十九条の百十八第三項」を「第三十九条の百十八第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第七項及び第九項」を「第十項及び第十二項」に、「第三十九条の百十八第二項」を「第三十九条の百十八第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第六項及び第九項」を「第九項及び第十二項」に、「次項、第三項及び第五項」を「以下この条」に改め、「の額」の下に「（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この条において同じ。）」を加え、「第三十九条の百十八第一項」を「第三十九条の百十八第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第三十九条の百十八第一項の規定は、法第六十八条の九十三の三第一項に規定する外国法人税及び同項に規定する政令で定める金額について準用する。

2　前項において準用する第三十九条の百十八第一項に規定する個別計算外国法人税額（以下この項及び次項において「個別計算外国法人税額」という。）は、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該個別計算外国法人税額に係る外国法人税に関する法令の規定により当該個別計算外国法人税額を納付すべきものとされる期限の日に課されるものとして、この条の規定を適用する。

第三十九条の百二十四の二を削る。

第三十九条の百二十四の三中「第六十八条の百二の四第一項」を「第六十八条の百二の三第一項」に改め、同条を第三十九条の百二十四の二とする。

第三十九条の百二十四の四を第三十九条の百二十四の三とし、第三十九条の百二十四の五を第三十九条の百二十四の四とし、第三十九条の百二十四の六を第三十九条の百二十四の五とする。

第三十九条の百二十六第四項中「第六十四条」を「第六十三条」に改める。